

第3章 計画の基本的考え方

1 めざすべき社会像

これまでの計画では、「WAO（輪を）！SENNANの発展による、活力ある長寿社会～地域包括ケア体制の構築に向けて～」を本市においてめざすべき社会像として定め、できる限り自立したQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の高い生活を保持しながら、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域でいきいきと活動的に暮らし、心のふれあいや支えあいの中で安心して生活できるような社会を築いていくことをめざして、様々な施策に取り組んでいます。

人生100年時代を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活をできるだけ継続して送ることができるよう、前期計画での理念を踏襲した上で、高齢者一人ひとりの健康寿命の延伸を図るとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を促進し、生涯現役を支援することが必要です。

そこで、令和7年（2025年）までに地域包括ケアシステムが構築されることを前提に、令和22年（2040年）を迎える社会を元気に安心して暮らすことができるよう、本市がめざすべき社会像を次のとおり示します。

【基本理念】

① 積極的な健康づくりと生きがいをもって暮らせるまちづくり

長い高齢期を健康に、活動的に暮らせるように、若年期から老年期までの一体的な健康づくりを重視し、生活習慣病等の疾病予防や心身の機能低下の予防を進めるとともに、本人の自由な選択によって、就業や創作活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等幅広く社会参加できるよう努めます。

② 人権尊重を基本とした自立支援とこころふれあうまちづくり

人権尊重の理念を基調に、地域が資源として持っている自助・互助・共助・公助の役割分担を明確にし、それぞれにかかる多様なサービスが有機的に連携することで、支援や介護が必要になった場合にも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供し、子どもから高齢者まで地域の人々が支えあう小地域ネットワーク活動の促進と、地域で支える地域包括ケアシステムの実現をめざします。

また、高齢者やその家族がサービスを適切に利用できるように、情報提供や相談、権利擁護等利用者本位の体制づくりをめざします。

【めざすべき社会像】

**WAO(輪を)！SENNANを基礎とした、ともに支え合う活力ある
長寿社会 ～地域共生社会の実現をめざして～**

2 計画の基本目標

本市がめざすべき社会像の実現に向けて、次の6つの基本目標に取り組むべき施策の基本的な柱として位置づけ、これらの柱に沿って関連する施策を展開します。

基本目標1 地域における包括的支援の推進

少子高齢社会の進展や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化などにより、多様化する支援ニーズに対して、行政だけでなく、地域全体で支え合う体制づくりが求められています。

これまでの計画では、「WAO（輪を）！SENNAN」の実現に向け、高齢者が要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、市内4つの日常生活圏域を基盤として、地域資源の有機的な連携により、生活に必要な様々なサービスを適切に提供することができる「地域包括ケア体制」の確立に努めてきました。

本計画では、「WAO（輪を）！SENNAN」を基礎とした、ともに支え合う活力ある長寿社会をめざし、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、地域包括ケア体制において重要な役割を担う地域包括支援センターの機能の充実を引き続き進めるとともに、総合相談窓口としての拡充を図り、体制等についても検討をすすめていきます。さらに、多職種、関係機関が連携するネットワークを強化し、本市に暮らす高齢者等の生活を包括的・重層的に支援するための体制を推進します。

- 【施策の展開】
- (1) 地域包括ケア推進体制の充実・強化
 - (2) 医療と介護の連携の強化
 - (3) 在宅生活を支援するサービスの充実
 - (4) 地域での見守り支援体制の推進

WAO（輪を）！SENNAN

W … 忘れても だいじょうぶ
A … あんしんと
O … おもいやりの町
せんなん



基本目標 2 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

高齢化の進行を背景に増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、ひきこもり高齢者等支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

そのため、支援が必要な高齢者の増加を踏まえ、認知症などにより判断能力が低下した高齢者や虐待被害から高齢者の権利や尊厳をこれまで以上に守り、住み慣れた地域で継続して暮らすための支援体制を引き続き推進します。

特に認知症対策については、認知症施策推進大綱の趣旨を踏まえ、その症状の進行に応じ保健・医療・福祉・介護の各サービスによる適切かつ継続的なケアの推進をはじめ、認知症の早期発見・早期対応のための市民の理解、認知症の人とその家族を地域全体で見守る体制づくりなど、認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実を図ります。

- 【施策の展開】
- (1) 認知症対策の推進
 - (2) 高齢者の虐待防止の推進
 - (3) 高齢者の権利擁護の推進

基本目標 3 健康・生きがいづくりを通じた介護予防の推進

健康でいきいきとした高齢期を過ごし、健康長寿を実現するには、一人ひとりが健康意識を高め、望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や生涯にわたる健康づくりを支援するための取り組みが必要です。また、高齢者が筋力や活動が低下している状態である「フレイル」を予防し、健康寿命の延伸を図るために社会的役割を持つことなど社会参加が重要です。

地域とのつながりを維持しながら、日常生活支援総合事業などのサービスにより高齢者が有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで自立意欲の向上を図ることが重要です。

地域における健康づくり活動や自立支援につながる取り組みを推進し、健康で健やかな生活が送れるように、また介護が必要な状態になっても、生きがい・役割を持って活躍できる地域づくりをめざします。

- 【施策の展開】
- (1) 健康づくり・生活習慣病等疾病予防の推進
 - (2) 介護予防・重度化防止の推進
 - (3) 生きがいづくりの推進

基本目標 4 安全・安心な生活環境の推進

高齢者を含む市民の地域での生活は、安心・安全が確保されることが前提であり、安心・安全の確保には、行政の取り組みはもちろんのこと、地域住民が一体となって地域における大規模災害時の支援体制の構築や事故・犯罪を防止するといった意識を平時の生活から醸成することが重要です。そのため、高齢者が犯罪や災害、事故等の被害者とならないように、関係機関や地域団体等の連携・協力により安心して生活できる生活環境の整備や地域づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で生活の基盤となる住まいの確保をはじめ、高齢者の身体機能の低下等に配慮し、元気にいきいきと暮らしていくことができる環境づくりのため、住環境を含めた生活環境の整備・充実に努めていきます。

- 【施策の展開】
- (1) 安心して暮らせる住まい・住環境の整備・充実
 - (2) 安心・安全な暮らしを守る対策の推進

基本目標 5 持続可能な介護サービスの充実・強化

認知症高齢者など支援や介護を要する高齢者の増加に伴い、医療ケアや認知症ケアを必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれます。そのため、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるようなサービス提供体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域において、自立した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・介護サービスの切れ目ない連携強化を進めていきます。

また、適切なサービスが提供されるように、サービス従事者の専門的資質の向上を図るとともに、事業者に対してサービスの自己評価の取り組みや事業者情報を積極的に開示するよう、働きかけます。

さらに、介護サービスの需要増加が見込まれる中で、介護が必要な人の受け皿として、身近な地域において高齢者を支援する介護人材の育成・確保に努めていきます。

- 【施策の展開】
- (1) 介護サービス従事者の資質の向上と介護サービスの適正な運用
 - (2) 適切な要介護等認定
 - (3) 介護給付の適正化
 - (4) サービス評価システムの構築
 - (5) 関係機関・団体等との連携の強化
 - (6) 福祉・介護人材の確保及び業務効率化に向けた取り組み

基本目標 6 利用者支援方策の推進

介護を社会全体で支える制度として定着している介護保険制度を今後も持続可能な制度としていくため、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発に取り組むとともに、利用者自らが質の高いサービスを選択できるよう、介護サービス等に関する情報提供を充実します。

また、高齢者やその家族が安心して必要なサービスを利用できるよう、関係機関や団体等の連携・協力により、身近な地域における相談・苦情対応の強化を図り、低所得者に対する費用負担軽減の配慮など、市民が安心してサービスを利用できる制度の運営に努めます。

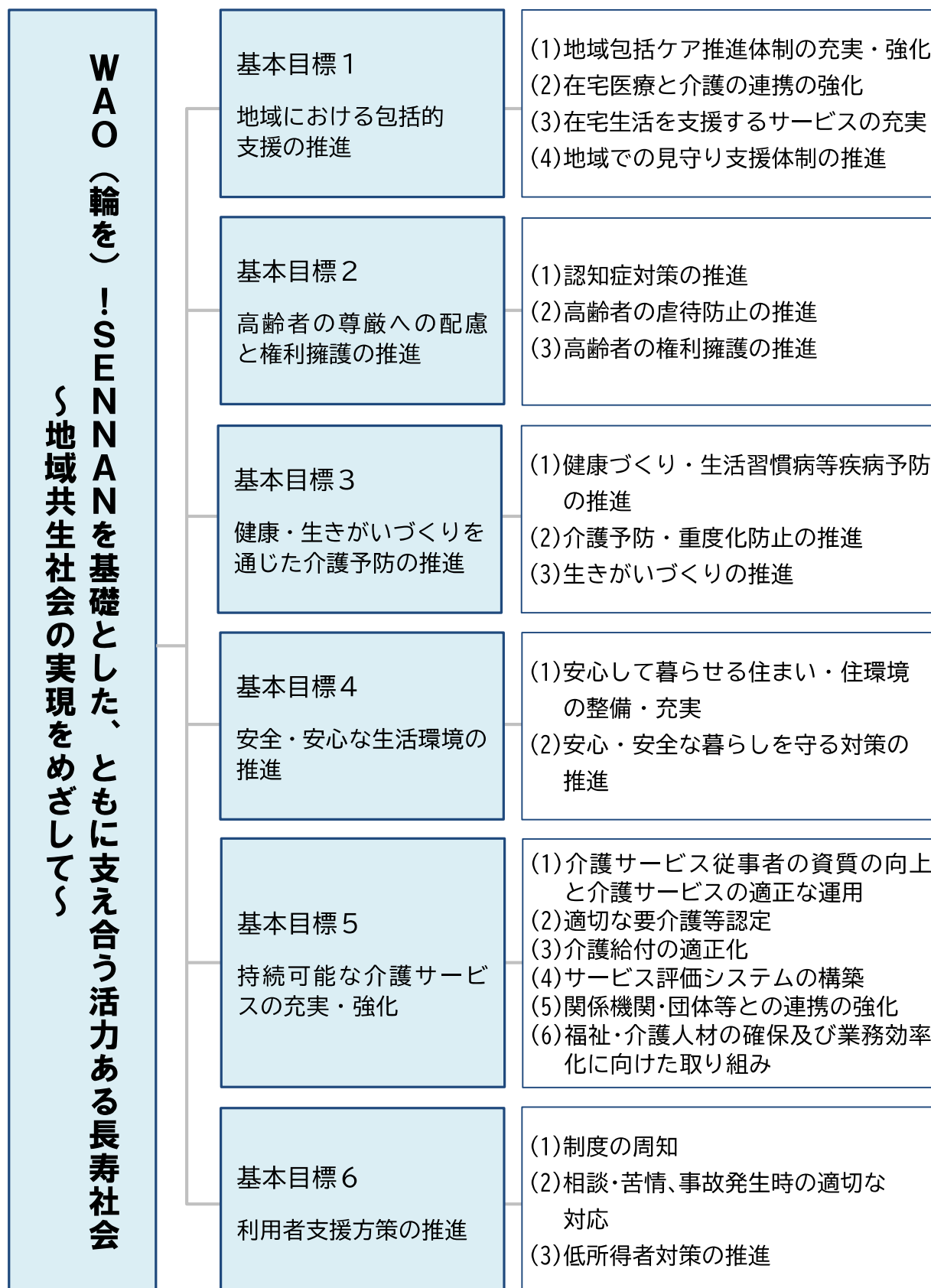
- 【施策の展開】
- (1) 制度の周知
 - (2) 相談・苦情、事故発生時の適切な対応
 - (3) 低所得者対策の推進

3 施策の体系

【めざすべき社会像】

【基本目標】

【施策の展開】

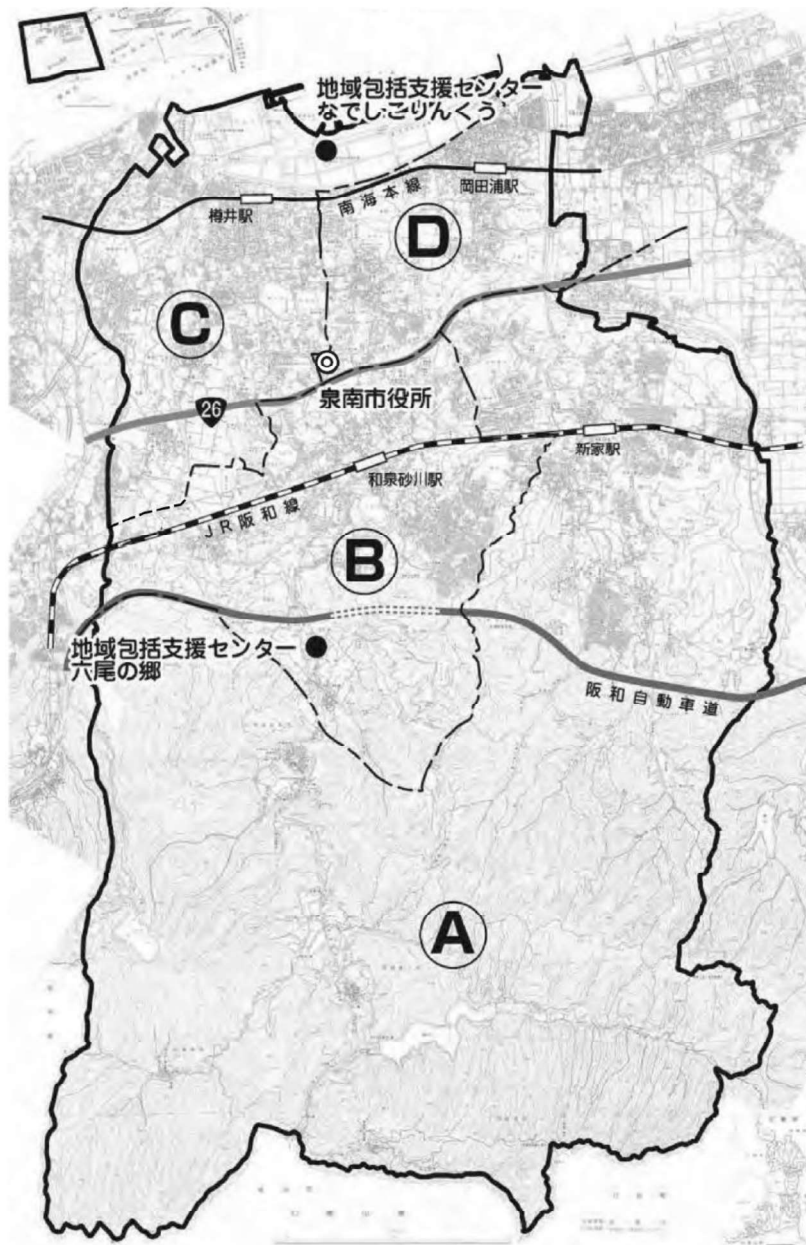


4 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域です。

本市では、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、各種関係機関への連絡調整等を担ってきた在宅介護支援センターの実績を踏まえ、その担当エリアを基本にした4つの圏域を設定しています。

4つの圏域には、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「地域包括支援センター」を2か所設置しています。



【担当地域】

A・B圏域：

地域包括支援センター六尾の郷

C・D圏域：

地域包括支援センター

なでしこりんこう